



令和3年 (2021年) 7月14日(水)

No. 15454 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347  
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

目次

- ☆特許のクレーム解釈のポイント(上)  
～近時の侵害訴訟の判例を題材として～ (1)
- ☆特許庁人事異動…………… (8)

# 特許のクレーム解釈のポイント(上)

## ～近時の侵害訴訟の判例を題材として～

弁護士法人内田・鯨島法律事務所  
弁護士 山口 建章

### 1 はじめに

本稿においては、近時の特許権侵害訴訟において、裁判所が充足性(文言侵害)を否定し、原告の請求が棄却された裁判例をいくつか取り上げる。

一般に、特許権侵害訴訟においては、原告が訴えを提起する前に、クレームの解釈とその該当性を検討した上で、特許権侵害が成立すると判断して訴訟を提起している。通常、原告は特許権者でもあり、

発明した本人として、あるいは出願人として、特許発明と明細書の内容に精通している。原告の請求が棄却されることがあるとすれば、その理由は事実認定の問題、例えば侵害品に関する情報不足や証拠不足等が理由となるべきである。

ところが実際には、原告(特許権者)が主張したクレーム解釈が裁判所によって正面から否定されて請求が棄却されるケースもみられる。出願した発明



### 新樹グローバル・アイピー特許業務法人

大阪市北区南森町1丁目4番19号サウスホレストビル11階 〒530-0054  
Tel 06-6316-5533 Fax 06-6316-5544  
<http://www.giplaw-osaka.co.jp> [mailosaka@giplaw-osaka.co.jp](mailto:mailosaka@giplaw-osaka.co.jp)

- |                   |                                  |            |            |
|-------------------|----------------------------------|------------|------------|
| 代表弁理士 山下 託嗣       | 弁理士 合路 裕介*                       | 弁理士 西尾 剛輝  | 弁理士 大西 一郎  |
| 代表弁理士 村井 康司       | 弁理士 吉田 新吾                        | 弁理士 魯 佳瑛   | 弁理士 小林 亜子  |
| 代表弁理士 加藤 秀忠       | 弁理士 石川 貴之                        | 弁理士 宮垣 丈晴  | 弁理士 香山 良樹  |
| 弁理士 堀川 かおり        | 弁理士 松山 習                         | 弁理士 夫 世進   | 弁理士 小出 宗一郎 |
| 弁理士 元山 雅史         | 弁理士 三崎 正輝*                       | 弁理士 黒川 惇   | 弁理士 岡崎 信治  |
| 弁理士 小野 健太郎        | 弁理士 古賀 稔久                        | 弁理士 上田 雅子  | 弁理士 金田 祥子  |
| 弁理士 原田 泉          | 中国弁理士 吳 芳                        | 中国弁理士 鄭 徳虎 | 韓国弁理士 朴 沼泳 |
| 弁理士 川分 康博         | 中国弁理士 吳 芳                        | 中国弁理士 鄭 徳虎 | 日本弁理士 朴 沼泳 |
| シニアカウンセラー 小野 由己男* | カスタマー・サービスマネージャー フィリップ・シェンハオ・トン* |            |            |

\*米国パテント・エージェント試験合格者(未登録)

と明細書の内容に精通している原告によるクレーム解釈を否定されるケースがあるのはなぜなのか。

いくつかの裁判例を題材として、どのようなケースで原告(特許権者)のクレーム解釈が裁判所によって覆されるのか見ていくこととする。

## 2 取り上げる裁判例

今回(7月14日)

① 知的財産高等裁判所令和2年6月24日判決(平成31年(ネ)10015号)

クレームの解釈において明細書の背景技術の記載が参酌されたケース

② 知的財産高等裁判所令和2年3月25日判決(令和1年(ネ)10082号)

クレームに発明の効果(特性)を記載していたケース

次回(7月15日)

③ 知的財産高等裁判所平成31年4月24日判決(平成30年(ネ)10078号)

クレームに課題を解決するための手段が十分に記載されていないケース

④ 東京地方裁判所令和元年5月22日判決(平成30年(ワ)10157号)

クレームに使われている文言が不明確なケース

## 3 判例1 知的財産高等裁判所令和2年6月24日判決(平成31年(ネ)第10015号)

### (1) 事案の概要

本件は、発明の名称を「エクオール含有大豆胚軸発酵物、及びその製造方法」とする特許(特許第5946489号。以下「本件特許」という。)に係る特許権を有するX(原告、控訴人)が、Y(被告、被控訴人)による製品(以下「Y製品」という。)の生産、販売等が同特許権の侵害に当たると主張して、Yに対し、特許法100条1項に基づくY製品の生産、譲渡等の差止め及び同条2項に基づくY製品の廃棄を求めた事案である。一審判決が請求を棄却したところXが控訴した。知財高裁はXの控訴を棄却した。

争点は、構成要件1-Cで用いられている「大豆胚軸発酵物」の解釈である。

### (2) 本件特許

特許番号：第5946489号

発明の名称：エクオール含有大豆胚軸発酵物、及びその製造方法

#### 【請求項1】

1-A オルニチン及び

1-B エクオールを含有する

1-C 大豆胚軸発酵物。

明細書の関連する記載は次の通りである(下線は筆者による)。

#### 【背景技術】

##### 【0007】

一方、大豆胚軸部分には、大豆加工食品として利用されている子葉部分に比べて、イソフラボンやサポニン等の有用成分が高い割合で含まれていることが知られており、その抽出物については種々の用途が開発されている(例えば、特許文献3)。しかしながら、大豆胚軸抽出物は、それ自体コストが高いという欠点がある。また、大豆胚軸抽出物は、エクオールの製造原料とする場合には、エクオール産生菌による発酵のために別途栄養素の添加が必要になるという問題点がある。このような理由から、大豆胚軸抽出物は、エクオールを工業的に製造する上で、原料として使用できないのが現状である。

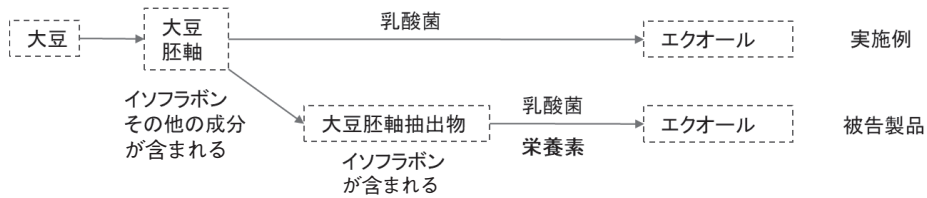
##### 【0008】

一方、大豆胚軸自体については、特有の苦味があるため、それ自体をそのまま利用することは敬遠される傾向があり、大豆の胚軸の多くは廃棄されているのが現状である。また、大豆胚軸には、大豆の子葉部分と同様に、アレルギー物質が含まれているため、大豆アレルギーを持つ人にとって、大豆胚軸を摂取乃至投与することができなかった。そのため、大豆胚軸を有効利用するには、大豆胚軸自体に更に付加価値を備えさせることにより、その有用性を高めることが重要である。

#### 【発明の効果】

##### 【0014】

更に、本発明の大豆胚軸発酵物は、大豆胚軸に含まれるアレルギーが低減されているので、低アレルギー性素材として、大豆アレルギーを持つ人にとっても安全に摂取乃至適用することができる



という利点がある。また、本発明の大豆胚軸発酵物は、大豆の食品加工時に廃棄されていた大豆胚軸を原料としており、資源の有効利用という点でも産業上の利用価値が高い。

### (3) Y製品

Y製品は、大豆胚軸から抽出された大豆胚軸抽出物を発酵させたエクオールを含有している。

なお上図のとおり、エクオールを大豆胚軸から得るプロセスとしては、大豆胚軸抽出物から得る方法のほか、大豆胚軸を発酵させて直接エクオールを得る方法もあり、本件特許の明細書の実施例には大豆胚軸を発酵させて直接エクオールを得るプロセスが記載されている。

### (4) X(控訴人)の主張

#### ア 主張①

- ・ 本件発明の「大豆胚軸発酵物」は、以下のとおり、大豆胚軸又は大豆胚軸に含有ダイゼイン類が失われな限度の加工をした物の発酵物をいい、「大豆胚軸抽出物」を発酵原料とする発酵物も「大豆胚軸発酵物」に含まれると解すべきである。
- ・ 本件発明の特許請求の範囲(請求項1)には、「大豆胚軸発酵物」(構成要件1-C)は、「大豆胚軸自体」の発酵物である旨の限定や、「大豆胚軸抽出物」の発酵物を除く旨の記載はない。
- ・ 「大豆胚軸」は、大豆の子葉部分に比べて、イソフラボンの割合やその組成中のダイゼイン類の割合が高いことが知られており、「大豆胚軸発酵物」における「大豆胚軸」の語は、大豆の子葉部分と対比する意味で使用されている。また、「大豆胚軸」の語は、大豆胚軸を加工処理した「大豆胚軸抽出物」を包含するものとして使用されている。
- ・ 発酵処理を行う際に、前処理として、発酵

原料中の有用成分濃度を高めるための加工を行うことは、一般的なことであり、抽出処理は加工の代表的な態様であり、加工には、その文言の一般的な意味として抽出処理が含まれる。そして、発酵基質の名称を用いて「〇〇(発酵基質の名称)発酵物」、「発酵〇〇」と称するときは、前処理(加工)を行った基質を発酵させたものも含まれ、抽出処理を行った抽出物の発酵物も含まれると読むのが一般的である。

#### イ 主張②

- ・ 明細書の【0019】には、「本発明で使用される大豆胚軸は、脱脂処理や脱タンパク処理に供したものであってもよい」と記載されている。「脱タンパク処理」は、大豆胚軸からタンパク質を除き、ダイゼイン類の濃度を高める操作であって、ダイゼイン類の濃度を高めることを目的とする抽出と実質的に同一の処理であるから、「大豆胚軸抽出物」を発酵原料とする大豆発酵抽出物が記載されている。

### (5) 知財高裁による判示1(クレーム解釈)

#### ア 原告の主張①について

- ・ 本件発明の「大豆胚軸発酵物」(構成要件1-C)は、その文言から、「大豆胚軸」の「発酵物」であり、その発酵原料が「大豆胚軸」であることを理解できる。本件発明の特許請求の範囲(請求項1)には、「大豆胚軸発酵物」を定義した記載はなく、その発酵原料となる「大豆胚軸」を特定の成分のものに限定する記載もない。一方で、請求項1には、「大豆胚軸」からイソフラボンを抽出した「大豆胚軸抽出物」を発酵原料とする発酵物が「大豆胚軸発酵物」に含まれることを明示した記載はない。

#### 明細書の記載

- ・ 明細書では、「大豆胚軸発酵物」の発酵原料

としての「大豆胚軸抽出物」と「大豆胚軸」自体とを明確に区別している。そして、明細書【0007】の記載から、コストが高く、エクオール産生菌による発酵のために別途栄養素が必要になる「大豆胚軸抽出物」は、エクオールを工業的に製造する上で問題があり、「本発明」の「大豆胚軸抽出物」の発酵原料に適していないことを理解できる。

- ・ 明細書には、「発酵原料」として「大豆胚軸」を使用した場合の発酵処理及び実施例の記載はあるが、一方で、「発酵原料」として「大豆胚軸抽出物」を使用した場合の発酵処理及び実施例に関する記載はない。
- ・ 明細書では、「大豆胚軸発酵物」の発酵原料として「大豆胚軸抽出物」と「大豆胚軸」とを明確に区別した上で、コストが高く、エクオール産生菌による発酵のために別途栄養素が必要になる「大豆胚軸抽出物」は、発酵原料に適さないことの開示があることに照らすと、かかる「大豆胚軸抽出物」を発酵原料とする発酵物は、本件発明の「大豆胚軸発酵物」に該当しないものと解するのが相当である。

#### イ 原告の主張②に対して

- ・ 【0019】の「脱タンパク処理」に供して得られるものは、高濃度のイソフラボン含有する「大豆胚軸抽出物」に当たるものはいえ、コストが高く、エクオール産生菌による発酵のために別途栄養素が必要になる「大豆胚軸抽出物」であると理解することもできない。

#### (6) 知財高裁による判示2(あてはめ)

構成要件1-C「大豆胚軸発行物」へのY製品の該当性

- ・ 高濃度のイソフラボン含有する「大豆胚軸抽出物」は、コストが高く、発酵のために別途栄養素が必要となることは自明であるから、かかる「大豆胚軸抽出物」を発酵原料とする発酵物は、本件発明の「大豆胚軸発酵物」に該当しない。
- ・ これをY製品についてみるに、Y製品に用いられている「EQ-5」は、大豆胚軸から抽出された原料イソフラボンに種菌を加えて発酵させて得られた発酵物であり、原料イソフラボン

中の90%以上は、ダイゼイン類、ゲニステイン類及びグリシテイン類のイソフラボンであるから、原料イソフラボンは、高濃度のイソフラボン含有する「大豆胚軸抽出物」に該当することは明らかである。

- ・ そうすると、「EQ-5」は、コストが高く、発酵のために別途栄養素が必要となるような「大豆胚軸抽出物」を発酵原料とする発酵物に当たるから、本件発明の「大豆胚軸発酵物」に該当しないものと認められる。
- ・ したがって、Y製品は、本件発明の「大豆胚軸発酵物」に該当しないから、本件発明の構成要件1-Cを充足するものと認められない。

<https://www.amcare.co.jp/suppli/equol/>

#### (7) コメント

この事例においては、構成要件における「大豆胚軸発酵物」の意義が問題となったものである。この記載は大豆胚軸を直接発酵した物に限られるのか、大豆胚軸を加工処理したものを発酵した物も含むのか明確ではない。明細書の実施例では、発酵原料として「大豆胚軸抽出物」を使用した場合の発酵処理及び実施例に関する記載はない。

この点について裁判所は、明細書において大豆胚軸と大豆胚軸抽出物とを明確に区別しており、大豆胚軸抽出物に関しては【背景技術】のところに、エクオールを製造するにあたり大豆胚軸抽出物は原料として使用できない旨の記載等があることから、大豆胚軸抽出物を発酵原料とする発酵物は大豆胚軸発酵物に該当しないと判断した。

明細書の「背景技術」の記載は、クレームの解釈において当然に参照されるべき記載ではないが、「大豆胚軸発酵物」という表現自体が製造方法の要素を含んでおり、背景技術の箇所において大豆胚軸抽出物がエクオールを製造する上で原料として使用できないと明記されているため考慮されることとなった。

背景技術の記載がクレームの解釈に影響し、特許発明の技術的範囲を画する場合もあるという一つの例である。

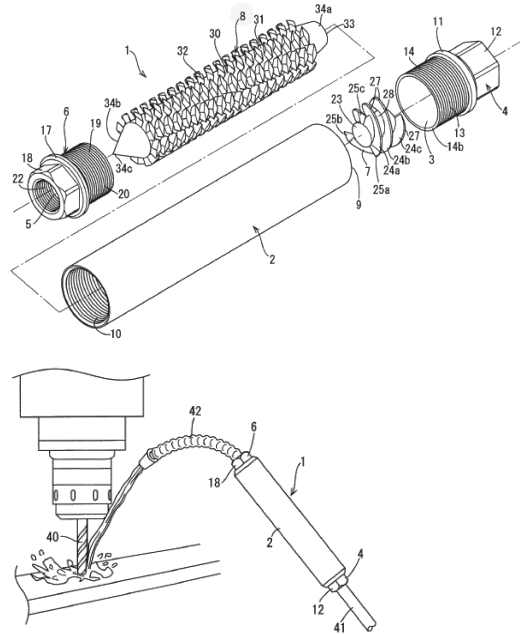
#### 4 判例2 知的財産高等裁判所令和2年3月25日判決(令和1年(ネ)第10082号)



(1) 事案の概要

本件は、発明の名称を「流体吐出管構造体」とする発明に係る特許権を有するX(原告、控訴人)が、Y(被告、被控訴人)が製造、販売する加工液改良装置又は加工液せん断装置(Y製品)が本件特許の請求項1及び3に係る各発明(本件各発明)の技術的範囲に属するとして、Yに対し、同特許権侵害の不法行為による損害賠償請求として、損害賠償金7425万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。1審の大阪地裁は、Y製品は本件各発明の技術的範囲に属しないとして、Xの請求を棄却したためXが控訴した。知財高裁は控訴を棄却した。

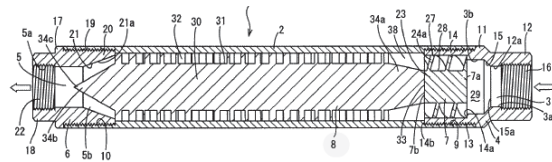
争点は、構成要件E及びFで用いられている「フリップフロップ現象発生用軸体」の解釈である。



(2) 本件特許

特許番号：第3835543号

発明の名称：流体吐出管構造体



【請求項1】

- A 筒本体と、
- B この筒本体の一端部に設ける貫通孔を有する入口側接続部材と、
- C 筒本体の他端部に設ける貫通孔を有する吐出側接続部材と、
- D 外周に螺旋羽根を有して上記筒本体の入口側接続部材寄りに内蔵する螺旋羽根本体と、
- E 上記筒本体の吐出側接続部材寄りに内蔵するフリップフロップ現象発生用軸体とからなり、かつ、
- F 上記フリップフロップ現象発生用軸体は、一端部を截頭円錐形に形成するとともに他端部を円錐形に形成し、
- G この両端部の間である軸部の外周面に多数のひし形凸部を所定の規則性を以って形成したものである
- H ことを特徴とする流体吐出管構造体。

【0007】

上記の構成により、クーラント液等は入口側接続部材側から筒本体内に供給すると、螺旋羽根本体を通ることによって強烈な竜巻流となり、さらにフリップフロップ現象発生用軸体を通ることによって乱流とともに無数の微小な渦を発生させ、吐出側接続部材の内壁面を伝って吐出される。この吐出されたクーラント液等を工作機械の刃物と工作物に供給することにより、上記の渦等が刃物や工作物の表面に絡み付いて今まで以上に冷却効果を高めることができる。そしてクーラント液が筒本体内のフリップフロップ現象発生用軸体を通る際、截頭円錐形的一端部と筒本体との間の隙間空間によって一旦、脈流を整えることができ、この脈流の整ったクーラント液等を所定の規則性を以った多数のひし形凸部の間(複数の流路)を通ることによって、フリップフロップ現象を発生し、円錐形他端部と筒本体との間の隙間空間を通ることにより、渦等の発生したクーラント液が内壁面を伝うコアンダ効果を増大させることができる。

【0035】

明細書の関連する図面は次の通りである。

そこで、クーラント液等が流体吐出管構造体1を通過する際の流れについて説明すると・・・電動ポンプから配管41(図7参照)を介して入口側接続部材4(図3参照)の貫通孔3から流入したクーラント液等は、螺旋羽根本体7の平坦な端7aに当り、クーラント液の馴染性を利用して整流空間部29で脈流が整えられる。

#### 【0036】

脈流の整ったクーラント液等は、螺旋羽根本体7の反時計回りに形成された各羽根24a、24b、24cの間を通過していく。この時、クーラント液等は、各羽根24a、24b、24cによって強烈的な竜巻流となってフリップフロップ現象発生用軸体8の截頭円錐形的一端部34aに送り込まれ、この一端部34aと筒本体2の間の空間38でクーラント液等の馴染性によって再び脈流は整えられる。そして、クーラント液等は軸部30の外周面31に形成された所定の規則性を以った多数のひし形凸部32の間(複数の流路)に送り込まれる。

#### 【0037】

規則性を以った多数の各ひし形凸部32の間(複数の流路)を通過するクーラント液等は、乱流となり無数の微小な渦を発生させるフリップフロップ現象(フリップフロップ現象とは、流体の流れる方向が周期的に交互に方向変換して流れる現象)を起こしながらフリップフロップ現象発生用軸体8の他端部34b側に流動していく。この円錐形の他端部34bに流れ込んだクーラント液等は、吐出側接続部材6との隙間空間の広さによる上記フリップフロップ現象以上の竜巻流の発生によってフリップフロップ現象はかき消されるが、コアンダ効果(流体を壁面に沿って流した場合に、流体と壁面の間の圧力低下によって流体が壁面に吸い寄せられる現象)を増幅させて、からみ付き現象を誘発させ吐出側接続部材6の貫通孔5から吐出される。

### (3) X(控訴人)の主張

#### ア 主張①

- ・ 中心となる軸体について「一端部を截頭円錐形に形成するとともに他端部を円錐形に形成し、この両端部の間である軸部の外周面に多数のひし形凸部を所定の規則性を以って形

成したもの」(構成要件F、G)という構成を採ることによって、従来以上に刃物や工作物を効果的に冷却する効果を発揮していることから、こうした構成をもった軸体を「フリップフロップ現象発生用軸体」と呼んでいるにすぎない。

- ・ 構成要件E及びFの「フリップフロップ現象発生用軸体」について、原判決は、「単に部材の名称として用いられているのではなく、フリップフロップ現象を発生させる軸体を意味する。」と判断したが、この判断は誤りである。

#### イ 主張②

- ・ Xは、ひし形凸部を設けた軸体によって、クーラント液が「乱流となり無数の微小な渦を発生」した状態が効果に寄与していることは間違いなことから、これをフリップフロップ現象と呼んでいる。
- ・ Y製品において、「クーラント液等」が「乱流となり無数の微小な渦を発生」した状態が生じていることは明らかである。
- ・ 一審判決は、本件明細書の【0007】及び【0037】の記載を基に、「フリップフロップ現象」の語は、「流体の流れる方向が周期的に交互に方向変換して流れる現象」として定義されるとともに、軸体を通過することにより当該現象の結果として「クーラント液等が乱流となり無数の微小な渦を発生した状態を指す語としても使用されている」としており、二つの意義を並列的に捉えているが誤りである。

### (4) 知財高裁による判示1(クレーム解釈)

「フリップフロップ現象発生用軸体」の解釈

#### ア 原告の主張①に対して

- ・ 本件発明における構成要件E及びFの「フリップフロップ現象発生用軸体」は、その文言からフリップフロップ現象を発生させる軸体を意味することは明らかである。
- ・ また、本件明細書を見ても、本件発明はクーラント液が「フリップフロップ現象発生用軸体」を通過することによってフリップフロップ現象を発生させるなどして、その課題を解決するものであるから、「フリップフロップ現象発生用軸体」がフリップフロップ現象

を発生させる軸体であることは明らかである。

イ 原告の主張②に対して

- ・ 本件明細書の【0037】に、「フリップフロップ現象（フリップフロップ現象とは、流体の流れる方向が周期的に交互に方向変換して流れる現象）」と記載されている上、本件各発明と共通する技術分野において、本件特許出願前に「フリップフロップ現象」の語が、おおむね、流体の流れの周期的な振動ないし方向変換を意味するものとして使用されていることからすると、本件発明におけるフリップフロップ現象は、基本的には、〈1〉「流体の流れる方向が周期的に交互に方向変換して流れる現象」を意味すると解釈することができ、〈2〉「クーラント液等」が「乱流となり無数の微小な渦を発生」した状態を指す語としての使用は、上記〈1〉の意味におけるフリップフロップ現象の発生を前提とした、派生的な使用と位置づけられるべきである。

(5) 知財高裁による判示2（あてはめ）

- ・ X（控訴人）は、Y製品の「第2の軸体8」が「流体の流れる方向が周期的に交互に方向変換して流れる現象」の意味での「フリップフロップ現象」を発生させるために使用される軸体であることを直接的に裏付け、これを認めるに足りる証拠を提出しない。
- ・ かねて、証拠（乙40）によれば、被告が、「第2の軸体8」を通過するクーラント液の状況を検証するため、Y製品（3/8 inch）について、本来金属製である接続機構6'を含む筒本体2及び入口側接続部材4を、透明プラスチック製のものにした上で、その内部にクーラント液を通過させる実験を行ったところ、クーラント液につき、実験対象物の入口側接続部材から流入し始めてから16分22秒の間、「第2の軸体8」の軸部の外周面に形成された凸部32の間の交差流路を流れる際、その「流れる方向が周期的に交互に方向変換して流れる現象」すなわち「フリップフロップ現象」の発生が観察されなかったことが認められる。
- ・ したがって、Y製品の構成は、構成要件E及びFを充足しない。

(6) コメント

この事例においては、構成要件における「フリップフロップ現象発生用軸体」の意義が問題となったものである。明細書において「フリップフロップ現象」の定義は二通り記載されているようにも読め、明確ではなかったため原告が立証すべき事項が明確ではなかったといえる。

Xとしては訴えを提起する前に、「フリップフロップ現象」に関する立証の可否について慎重に検討すべきであったと思われるが、そもそもXは、フリップフロップ現象という効果（性質）をクレームに規定する必要はなかったと思われる。発明の効果（性質）をクレームに記載したときは、その効果を奏していることの立証が必要となることに留意が必要である。

物の構成の記載のみで発明の内容を特定することが可能であるときは、発明の効果（性質）をクレームに記載しないようにするべきであろう。

なお原告は、Y製品が構成要件E、Fの「フリップフロップ現象発生用軸体」に当たるとする根拠として、Y製品のパンフレット（甲6）を提出した。

同パンフレットには、「ビックスは『フリップフロップ流れ』を応用しています。水などの流体を菱型の柱を網目状に配列した四角の管に通すと、管内に生じる渦により、管体から噴出する液体が、左右に規則正しくスイッチングする現象のことをフリップフロップ流れと言います。」などという記載があった。

この点に関して知財高裁は、「ある性能等が製品のパンフレットに記載されているからといって、真実当該製品が当該性能等を有するとは限らない（そもそも、上記「フリップフロップ現象」の説明は、原告主張に係る本件各発明での「フリップフロップ現象」の意味とは異なる。）」と述べ、Y製品の軸体が「フリップフロップ現象発生用軸体」であること（構成要件E、F）を認定できないとした。

相手方のパンフレットにおける効果の記載のみでは、発明の効果を奏していることの立証は足りないとされたことにも留意すべきである。

# 特許庁人事異動

以下 令和3年7月1日付発令(4・完)

氏名	新	旧	氏名	新	旧
町田季之	総務課行政不服係長 併) 総務課法務室	国際協力課地域協力第三係長	天野皓己	審査第三部審査官(生命工学(蛋白質工学)) 併) 調整課 併解) 企画調査課長補佐 併解) 企画調査課企画係長	審査第三部審査官(環境化学)
橋本るみ	国際協力課国際情報専門官 併) 国際協力課模倣品対策企画係長 併) 国際協力課模倣品対策室 併解) 商標課商標審査推進室	商標課審査推進係長	萩島豪	審査第四部審査官(電子商取引) 併解) 総務課長補佐 併解) 総務課調整班計画係長 併解) 総務課独立行政法人工業所有権情報・研修館室 併解) 特許庁情報化推進本部	審査第四部審査官(インターフェイス(検索・記憶管理))
佐藤丈晴	審査業務部審査官(化学) 併解) 商標課商標審査基準室	審査業務部審査官(国際商標登録出願)	榊亜耶人	総務部審査官 併) 審査業務部審査官(一般役務)	審査業務部審査官(一般役務)
内藤隆仁	審査業務部審査官(機械) 併解) 商標課商標企画専門官 併解) 商標課商標制度企画室	審査業務部審査官(国際商標登録出願)	神前博斗	総務部審査官 併) 審査業務部審査官(化学) 併) 商標課商標制度企画室	審査業務部審査官(化学)
綿貫音哉	審査業務部審査官(機械) 併解) 審査業務部審査官(機械)	総務部審査官	宗像哲也	秘書課総括係長 併) 秘書課情報公開推進室 併解) 国際政策課多国間政策室	国際政策課国際出願企画係長
渡辺航平	審査業務部審査官(食品) 併解) 普及支援課産業財産権専門官 併解) 商標課地域ブランド推進室	審査業務部審査官(国際商標登録出願)	小野隆史	秘書課弁理士制度企画係長 併) 秘書課弁理士技能分析係長 併解) 総務課法務室	総務課行政不服係長
下山月菜	財務省関税局付審査業務部審査官(産業役務) 併解) 制度審議室商標制度係長 併解) 審査業務部審査官(産業役務)	総務部審査官			



氏名	新	旧	氏名	新	旧
豊島 幹太	審査業務部審査官(一般役務)併解) 商標課	審査業務部審査官(機械)	山本 裕太	審査第二部審査官(生産機械(加工機械))併解) 情報技術統括室システム技術係長併解) 総務課システム開発室併解) 総務部情報システム室	審査第二部審査官(搬送(端子部品))
岩永 寛道	審査第一部審査官(分析診断)併解) 調整課分類企画係長併解) 調整課審査企画室	審査第一部審査官(アミューズメント(アミューズメントマシン))			
喜々津 徳胤	審査第一部審査官(分析診断(医学診断))	審査第一部審査官(自然資源(電子ゲーム・学習))	北中 忠	審査第二部審査官(繊維包装機械)併解) 総務課長補佐(法規第一班長)併解) 総務課法規第二班長併解) 制度審議室室長補佐併解) 総務課法務室	審査第二部審査官(医療機器)
磯田 真美	審査第一部審査官(自然資源)併解) 国際政策課総括係長併解) 国際協力課総括係長	審査第一部審査官(分析診断)			
芝沼 隆太	審査第一部審査官(住環境(住宅設備))併解) 調整課審査調査室	審査第一部審査官(分析診断(画像診断))	村山 美保	審査第二部審査官(熱機器(冷却機器))併解) 審査第二部審査調査室	審査第二部審査官(繊維包装機械(包装・容器))
長谷川 翔平	審査第一部審査官(生活・流通意匠)	審査第一部審査官(生活・流通意匠(身の回り品、販売用品))	印出 亮太	審査第三部審査官(無機化学(セラムックス))併解) 国際協力課地域協力第一係長併解) 国際政策課多国間政策室併解) 国際協力課地域協力室	審査第三部審査官(素材加工)
菅家 裕輔	審査第二部審査官(動力機械(自動走行システム))併解) 調整課長補佐併解) 調整課審査企画室	審査第二部審査官(熱機器(冷却機器))			
佐藤 吉信	審査第二部審査官(動力機械(自動走行システム))併解) 製造産業局自動車課	審査第二部審査官(医療機器)	松村 駿一	審査第三部審査官(素材加工)併解) 調整課企画第二係長併解) 調整課地域イノベーション促進室	審査第三部審査官(金属電気化学(電池))

氏名	新	旧	氏名	新	旧
中西 聡	審査第三部審査官(有機化学(食品)) 併解) 情報技術統括室長補佐(特許情報利用推進班長) 併解) 総務課特許情報室 併解) 総務部情報システム室	審査第三部審査官(高分子(高分子組成物))	高田 紗里	審査第一部審査官補(情報・交通意匠)	審査第一部審査官補(情報・交通意匠(電気電子機械器具、通信機械器具))
緒形 友美	審査第三部審査官(有機化学(食品)) 併解) 調整課長補佐 併解) 調整課審査システム企画第一係長 併解) 調整課審査企画室	審査第三部審査官(化学応用)	志村 環太	審査第一部審査官補(環境・基盤意匠)	審査第一部審査官補(生活・流通意匠)
松浦 裕介	審査第三部審査官(プラスチック工学) 併解) 秘書課	審査第三部審査官(高分子)	井上 典之	併) 審判部審判長(第24部門)	審判部審判長(第23部門)
金木 陽一	審査第四部審査官(情報処理) 併解) 調整課長補佐(検索情報企画班長) 併解) 調整課審査企画室	審査第四部審査官(情報処理(情報セキュリティ))	森井 隆信	併) 審判部審判長(第24部門) 併解) 審判部審判長(第25部門)	審判部審判長(第13部門)
篠田 享佑	審査第四部審査官(伝送システム(移動体通信システム)) 併解) 審査第四部審査調査室	審査第四部審査官(電気機器(音響システム))	仁木 学	併) 総務課企画調査官 併) オープンイノベーション推進プロジェクトチーム 併) デザイン経営プロジェクトチーム 併) 特許庁財政本部 併解) 国際協力課地域協力室長 併解) 国際政策課	審査第二部審査官(前任上席・生活機器(サービス機器))
柴垣 宙央	審査第四部審査官(電気機器) 併解) 審査推進室分類管理第一係長 併解) 審査推進室解析管理係長	審査第四部審査官(電子デバイス)	岡本 正紀	併) 国際協力課地域協力室長 併) 国際政策課 併解) 秘書課企画調整官 併解) 秘書課弁理士室	審査第四部審査官(前任上席・デジタル通信)
			松永 隆志	併) 調整課品質管理官	審査第四部審査官(前任上席・映像システム(静止画))
			小山 満	併) 調整課品質管理官	審査第四部審査官(前任上席・電子デバイス)
			金丸 治之	併) 調整課品質管理官	審査第二部審査長(繊維包装機械)

氏名	新	旧	氏名	新	旧
東 治 企	併) 調整課品質 管理官	審査第一部審査 官(前任上席・ 計測(距離・電 気測定))	廣 崎 拓 登	併) 総務課長補 佐(法規第一班 長) 併) 総務課法規 第二班長 併) 制度審議室 長補佐 併) 総務課法務 室	審査第一部審査 官(光デバイス (光制御))
門 良 成	併) 調整課品質 管理官	審判部審判官(上 級・第26部門)	安 井 雅 史	併) 情報技術統 括室長補佐(情 報化推進管理班 長) 併) 情報技術統 括室総括機械化 専門官 併) 総務課情報 技術企画室 併) 総務部情報 システム室 併) 特許庁情報 化推進本部	審査第四部審査 官(電子商取引)
久保田 大 輔	審査第一部審査 官(上席総括・ 環境・基盤意匠 (住宅設備用品)) 併) 意匠課品質 管理官	意匠課意匠審査 企画官			
筑 波 茂 樹	併) 審査第二部 審査調査室長 併) 調整課品 質管理官	審査第二部審査 監理官(一般機 械)			
柴 田 昌 弘	審査第三部審査 官(上席総括・ 環境化学(分離 処理))	東京大学			
小 宮 慎 司	併) 審査第四部 審査調査室長	審査第四部審査 監理官(インター フェイス)	石 坂 知 樹	併) 情報技術統 括室長補佐 併) 情報技術統 括室総括機械化 専門官 併) 情報技術 統括室機械化專 門官	審査第四部審査 官(電力システ ム)
佐々木 祐	併) 秘書課弁理 士制度企画班長 併) 秘書課弁理 士技能分析班長 併) 秘書課弁理 士室	審査第一部審査 官(計測)	佐々木 崇	併) 情報技術統 括室長補佐 併) 情報技術統 括室総括機械化 専門官 併) 総務課システ ム開発室 併) 総務部情報 システム室 併) 特許庁情報 化推進本部	審査第一部審査 官(自然資源(電 子ゲーム・学習))
高 野 信 泰	併) 秘書課試験 第一班長	秘書課試験監理 専門官			
北 田 祐 介	併) 総務課長補 佐 併) 総務課調整 班計画係長 併) 総務課独立 行政法人工業所 有権情報・研修 館室 併) 特許庁情報 化推進本部	審査第三部審査 官(高分子(高 分子組成物))	山 尾 宗 弘	併) 情報技術統 括室長補佐 併) 情報技術統 括室総括機械化 専門官 併) 情報技術 統括室機械化專 門官	審査第二部審査 官(一般機械)

氏名	新	旧	氏名	新	旧
西村直史	併) 総務課情報技術統括室長補佐(システム技術標準班長) 併解) 情報技術統括室長補佐	審査第四部審査官(インターフェイス(検索・記憶管理))	永田義仁	併) 調整課品質管理官	審査第四部審査官(上席・伝送システム(移動体通信システム))
相澤啓祐	併) 情報技術統括室長補佐(特許情報利用推進班長) 併) 総務課特許情報室 併) 総務部情報システム室	審査第三部審査官(金属電気化学)	佐藤智弥	併) 調整課品質管理官	審査第二部審査官(医療機器)
静野朋季	併) 企画調査課長補佐 併) 企画調査課企画係長	審査第三部審査官(金属電気化学)	山村周平	併) 調整課長補佐 併) 調整課企画第一係長 併) 調整課地域イノベーション促進室 併) デザイン経営プロジェクトチーム 併解) 調整課	審査第三部審査官(有機化学(食品))
堀川泰宏	併) 国際政策課長補佐(多国間政策第二班長) 併) 国際協力課意匠政策班長 併) 国際政策課多国間政策第三係長 併) 国際政策課韓国係長 併) 国際政策課多国間政策室 併) 国際協力課地域協力室	審査第二部審査官(熱機器)	平野貴也	併) 調整課長補佐(検索情報企画班長) 併) 調整課審査企画室 併解) 調整課長補佐 併解) 調整課企画第一係長 併解) 調整課地域イノベーション促進室 併解) デザイン経営プロジェクトチーム	審査第二部審査官(自動制御)
目黒潤	併) 国際協力課長補佐(商標政策班長) 併) 国際協力課商標政策係長 併) 国際協力課地域協力室 併解) 商標課商標制度企画室	審査業務部審査官(産業役務)	鈴木雅雄	併) 審査推進室長補佐	審査第三部審査官(金属電気化学(電池))
竹内耕平	併) 商標課商標企画専門官	審査業務部審査官(食品)	鶴江陽介	併) 審判課長補佐 併) 審判課審判企画室	審判部審判官(第9部門)
鈴木和樹	併) 調整課品質管理官	審査第四部審査官(上席・電子商取引)	小林謙仁	併) 審判課企画班長 併) 秘書課職員相談室 併) 総務課苦情処理室 併) 特許庁情報化推進本部	審判部審判官(第7部門)



氏名	新	旧	氏名	新	旧
宮部 菜苗	併) 総務課法規第一係長 併) 総務課法規第二係長 併) 制度審議室 併) 総務課法務室	審査第二部審査官(搬送)	町田 舞	併) 国際協力課地域協力第一係長 併) 国際政策課多国間政策室 併) 国際協力課地域協力室	審査第四部審査官(伝送システム(移動体通信システム))
吉田 昌史	併) 制度審議室 商標制度係長	審査業務部審査官(一般役務)	高祖 紀史	併) 国際協力課地域協力第三係長	国際協力課地域協力第三班長
相川 俊	併) 制度審議室 特許・実用新案制度第一係長	審査第一部審査官(分析診断(画像診断))	鹿見島 直人	併) 商標課企画調査係長	審査業務部審査官(国際商標登録出願)
古瀬 裕介	併) 情報技術統括室システム技術係長 併) 総務課システム開発室 併) 総務部情報システム室	審査第二部審査官(一般機械)	中田 光祐	併) 調整課企画第二係長 併) 調整課地域イノベーション促進室	審査第三部審査官(無機化学)
野口 絢子	併) 情報技術統括室特許情報企画調査係長 併) 情報技術統括室特許・実用新案計画係長 併) 総務課特許情報室 併) 総務部情報システム室	審査第二部審査官(医療機器(補綴・福祉機器))	齊田 寛史	併) 調整課システム企画第一係長 併) 調整課審査企画室	審査第四部審査官(電気機器(音響システム))
山崎 雄司	併) 国際政策課総括係長 併) 国際協力課総括係長	審査第四部審査官(電力システム)	西塚 祐斗	併) 調整課分類企画係長 併) 調整課審査企画室	審査第二部審査官(熱機器)
平川 優香	併) 国際政策課国際出願企画係長	国際政策課長補佐(国際出願企画班長)	梅本章子	併) 秘書課職員相談室	審査第四部審査官(主任上席・インターフェイス)
吉田 聡一	併) 国際協力課付 併解) 国際協力課長補佐(商標政策班長) 併解) 国際協力課商標政策係長 併解) 国際協力課地域協力室	審査業務部審査官(一般役務)	加藤 優紀	併) 普及支援課 併) 商標課地域ブランド推進室	審査業務部審査官(食品)
			町田 圭輔	併) 商標課	審査業務部審査官(機械)
			小島 玖美	併) 商標課	審査業務部審査官(化学)

氏 名	新	旧	氏 名	新	旧
吉澤拓也	併) 商標課商標 審査基準室	審査業務部審査 官(一般役務)	片岡宏一郎	併) 特許庁付	大臣官房総括審 議官
内藤順子	併) 商標課商標 国際分類室	審査業務部審査 官(主任上席・産 業役務)	諏訪修	併解) 国際意匠・ 商標出願室長	国際出願室長
青鹿喜芳	併) 調整課	審査第三部審査 官(化学応用(塗 料・接着剤))	小川浩史	併解) 調整課品 質管理官	審査第一部審査 官(先任上席・計 測(距離・電気測 定))
上山達也	併) 審査推進室	審査業務部審査 官(雑貨繊維)	小宮山文男	併解) 調整課品 質管理官	審査第一部審査 官(先任上席・ 事務機器(印刷・ プリンター))
岡谷祐哉	併) 調整課審査 企画室	審査第三部審査 官(高分子(高 分子組成物))	田中玲子	併解) 調整課品 質管理官	審査第二部審査 官(先任上席・ 医療機器)
細川翔多	併) 調整課審査 企画室	審査第二部審査 官(医療機器(補 綴・福祉機器))	棚田一也	併解) 調整課品 質管理官	審査第四部審査 官(先任上席・ 電子デバイス)
仲野一秀	併) 調整課審査 企画室	審査第一部審査 官(計測(距離・ 電気測定))	渋谷知子	併解) 調整課品質 管理官	審査第一部審査 官(先任上席・分 析診断)
八木智規	併) 調整課審査 調査室	審査第一部審査 官(アミューズメ ント)	高場正光	併解) 調整課品 質管理官	審査第一部審査 官(先任上席・ 計測(距離・電 気測定))
成田陽一	併) 意匠課意匠 審査機械化企画 調整室 併解) 意匠課意 匠審査基準室	審査第一部審査 官(生活・流通 意匠(身の回り品、 販売用品))	溝本安展	併解) 審査第四 部審査調査室長	審査第四部審査 官(先任上席・ 計測(距離・電 気測定))
松井裕典	併) 審査第二部 審査調査室	審査第二部審査 官(生産機械(ロ ボティクス))	小宮寛之	併解) 秘書課長 補佐	審査第二部審査 官(先任上席・ 医療機器(治療 機器))
黒田正法	併) 審査第二部 審査調査室	審査第二部審査 官(熱機器)	田口裕健	併解) 秘書課弁 理士制度企画班 長 併解) 秘書課弁 理士技能分析班 長 併解) 秘書課弁 理士室	審査第三部審査 官(素材加工)
幸田俊希	併) 審査第三部 審査調査室	審査第三部審査 官(高分子)			
菊池伸郎	併) 審査第四部 審査調査室	審査第四部審査 官(電子商取引 (ヘルスケア情報 システム))			
小暮道明	併) 審判部訟務 室	審判部審判官(上 級・第25部門)			

氏 名	新	旧	氏 名	新	旧
長 岡	真 併解) 総務課長 補佐 併解) 制度審議 室長補佐 併解) 総務課法 規第一係長 併解) 総務課法 規第二係長 併解) 総務課法 務室	審査第三部審査 官(高分子(高 分子組成物))	松 岡	徹 併解) 審判課企 画班長 併解) 秘書課職 員相談室 併解) 総務課苦 情処理室 併解) 特許庁情 報化推進本部	審判部審判官(第 25部門)
武 市 匡 紘	併解) 総務課情 報技術統括室長 補佐(システム技 術標準班長)) 併解) 特許庁情 報化推進本部	審査第二部審査 官(生産機械(ロ ボティクス))	南 雲 淳 一	併解) 秘書課総 括係長 併解) 秘書課情 報公開推進室	秘書課人事専門 職
鈴 木 俊 光	併解) 調整課品 質管理官	審査第一部審査 官(前任上席・ 光デバイス(光 制御))	後 藤 昂 彦	併解) 制度審議 室特許・実用新 案制度第一係長	審査第四部審査 官(電子商取引 金融・決済)
鈴 木 明	併解) 調整課品 質管理官	審査第四部審査 官(前任上席・ 映像システム(静 止画))	北 口 雄 基	併解) 商標課企 画調査係長	総務部審査官
馬 場 慎	併解) 調整課品 質管理官	審査第四部審査 官(上席総括・ 電子デバイス(デ バイスプロセス))	水 野 浩 之	併解) 調整課	審査第三部審査 官(生命工学(細 胞・微生物))
佐 竹 政 彦	併解) 調整課品 質管理官	審査第一部審査 官(前任上席・ 光デバイス)	宮 地 将 斗	併解) 調整課審 査企画室	審査第二部審査 官(運輸(車両 機器))
石 田 紀 之	併解) 調整課品 質管理官	審査第四部審査 官(伝送システ ム(移動体通信 システム))	川 瀬 正 巳	併解) 調整課審 査企画室	審査第一部審査 官(分析診断)
池 田 周士郎	併解) 審査推進 室長補佐	審査第三部審査 官(環境化学)	團 野 克 也	併解) 調整課審 査企画室	審査第三部審査 官(プラスチック工 学(繊維・積層))
津 田 真 吾	併解) 審判課長 補佐 併解) 審判課審 判企画室	審判部審判官(第 15部門)	丸 山 裕 樹	併解) 審査第二 部審査調査室	審査第二部審査 官(動力機械)
松 原 陽 介	併解) 審判課長 補佐 併解) 審判課審 判企画室	審判部審判官(第 13部門)	竹 内 祐 樹	併解) 審査第三 部審査調査室	審査第三部審査 官(生命工学)
			荒 井 勝 喜	併解) 特許庁付	大臣官房総括審 議官
			森 川 暢 也	併終) 審判課審 判企画室	審判課方式審査 専門官

(以上 令和3年7月1日付発令)

—おわり—

(1)は7月8日号、  
(2)は7月9日号、  
(3)は7月13日号に掲載

現代産業選書 知的財産実務シリーズ

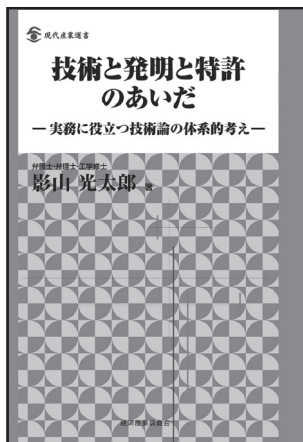
# 技術と発明と特許のあいだ

## —実務に役立つ技術論の体系的考え—

弁護士・弁理士・工学修士 影山光太郎(著)

### 技術をいかに社会に生かすか?

科学→技術→発明→特許→産業・社会という技術の進展の中で機能を解明!



A5判 370頁

定価:3,850円

(本体 3,500円+税)

ISBN978-4-8065-3066-4

本書は、「技術をいかに社会に生かすか」という視点を基に、科学→技術→発明→特許→産業・社会という技術の進展の中で、それぞれの差異を分析し、その機能を解明しようとするものであります。そして特に中心となる技術→発明→特許に着目しております。

ところで、「社会」の価値は、生存と自由の確保である。究極的には生存ということになるでしょう。この生存を支えるものは技術であり、社会の進歩は技術の進歩に負います。本書は、「技術」に関し、科学との差異を踏まえ、その利用について、工学的に望ましい方向を考察し、社会科学的に、すなわち経済・経営的及び法的(権利化等について)に検討し、社会へのよりよい利用のし方を考えます。そして、実務家である筆者として提言をしております。

特許実務者や技術者のかたはもちろんですが、なるべく読みやすいように留意されて著されておりますので、専門家以外の方にも広く読んでいただけたら幸いです。

#### 主要目次

- 第Ⅰ編 科学・技術・発明・特許の基礎概念と本書での考察の手法
- 第Ⅱ編 本書の視点と根拠
- 第Ⅲ編 科学、技術、発明、特許、産業・社会の技術の進展と制約
- 第Ⅳ編 技術・発明の三次元的及び時系列による考察の例
- 第Ⅴ編 特許・技術と産業及び社会
- 第Ⅵ章 技術の実践としての発明のし方とまとめ

●発行：一般財団法人 経済産業調査会

東京本部 〒104-0061 東京都中央区銀座 2-8-9 TEL03(3535)4882 FAX03(3535)4884  
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町 1-7-4 TEL06(6941)8971 FAX06(6941)8992



@chosakai\_info

刊行物・セミナー等の情報を発信中。

オンラインによるご注文も承っております。

経済産業調査会 刊行物

検索

